

# 区制施行80周年記念第23回中央区エコまつり



～知ろう!やろう!私たちにできるエコ～

リサイクルやごみの減量、省エネルギーなどさまざまな環境問題を、クイズや体験を通して楽しく学べる環境イベントです。

**日**6月7日(日)(雨天決行、荒天中止)  
午前10時～午後3時

**場**あかつき公園

**内**知る・考えるコーナー

省エネクイズと手回し発電にチャレンジ!、ゲームで覚えよう!ごみ・資源の正しい分け方 など

**作る・体験するコーナー**

「中央区の森」間伐材でワークショップ&丸太切り体験、江戸バスの運転席体験 など

**修理するコーナー**

中央おもちゃの病院コーナー

**その他**

リサイクル自転車の販売、「中央区の森」がある檜原村の特産品の販売 など

◎今年度は来場者アンケートに協力いただけるお子さんを対象に、区制施行80周年の文字入れをした「中央区の森」間伐材えんぴつを配布します。(数に限りがあります)

◎ご来場の際は、エコな公共交通機関などの利用をお願いします。

◎区民フリーマーケットは実施しません。

**問**環境課環境啓発係

☎(6278)8243



詳しくは区HPへ



## 環境情報センター「エコノバ」

### 6月のイベント

「環境月間」の6月は、多くの講座を実施します。

◎イベント情報のチラシは区役所7階環境課の窓口、各特別出張所・区民館などでも配布しています。

**日**別表のとおり

**場**環境情報センター「エコノバ」

**申**各イベントの申込期限までにHPまたは電話で**問**へ。

◎申し込み多数の場合は抽選となります。

**問**環境情報センター「エコノバ」

☎(6225)2433



詳しくは  
環境情報センターHPへ



▲講座のイメージ

別表

	日時	タイトル	対象・定員など	申込期限
6月13日(土)	午前9時～午後5時	自由工作スペシャル	どなたでも	申し込み不要
6月14日(日)	午前10時～11時	間伐材工作をしよう	小学生と保護者：12組	6月4日
6月20日(土)	午前10時～11時30分	「リサイクルはがき」を作ろう	小学生と保護者：16組	6月10日
6月21日(日)	午前10時～正午	身近な筆記具でSDGsを学ぶ! ペンのリサイクル体験と万年筆の組み立てワークショップ	中学生以上の方：20人	6月11日
6月27日(土)	午後2時～4時	天然の植物の香りでアロマルームスプレーを作ろう	18歳以上の方：15人	6月17日
6月28日(日)	午後2時～3時30分	「森のコルクボード」作り	小学生と保護者：10組	6月18日

## 事業所から出るごみ・資源の出し方

事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、事業者自らの責任で処理することが原則です。許可を受けた業者に委託するなど、適切な処理を行ってください。

ただし1回に出す量が50kg未満で、区の定められた曜日・時間・ルールに従って出せる場合は、区の収集を利用できます。その際は、必ず中央区の「事業系有料ごみ処理券(シール)」を貼って出してください。

### 燃やすごみ・燃やさないごみの出し方

- ・袋の大きさと同じ容量のシールを貼って出してください。
- ・容器で出す場合、シールは直接容器に貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せ、中のごみ量に応じたシールを貼ってください。



### プラスチック製容器包装(プラマーク)・資源の出し方

ペットボトル・プラマーク・スプレー缶・カセットコンロ用ボンベ・びん・缶など

それぞれを別々に中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の大きさに応じたシールを貼って、指定された曜日に出してください。

◎家庭用の資源回収コンテナの中には、入れないでください。

### 新聞・雑誌・段ボール

新聞・雑誌は、高さ10cmにつき10Lシールを1枚貼って出してください。段ボールは、2枚につき10Lシールを1枚貼ってください。



### 粗大ごみの処理

事業所から排出される粗大ごみは、区では収集できません。許可を受けた処理業者へ依頼してください。

**問**中央清掃事務所作業係

☎(3562)1521

## 集団回収に

### 取り組みませんか

集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、区の収集ではなく、資源回収業者へ直接引き渡すリサイクル活動です。

#### メリット

- ・団体ごとに資源の回収品目・日時・場所・回収頻度などを自由に設定し、活動できます。
- ・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティづくりにつながります。
- ・助成金(回収量1kgにつき7円・半期ごとに12,000円)を活用できます。

#### 開始までの流れ

- ①町会・自治会、婦人会、PTA、管理組合または10世帯以上の区民で団体をつくる。
- ②回収品目・日時・場所を決め、資源回収業者と契約する(資源回収業者が分からない場合は区に連絡をしてください)。
- ③区に団体登録を申請する。
- ④区から登録証の発行を受けて、活動を開始する。

**問**中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523